

大川村定員管理計画

平成 30 年度～平成 34 年度

大 川 村

1 策定にあたって

定員管理の適正化については、平成 15 年に策定した第 3 次大川村行政改革大綱及び平成 18 年 3 月に策定した大川村集中改革プランに基づいた事務事業の見直しや外部委託、組織の簡素・効率化など集中的に取り組みを行ったことにより、一定の成果が得られたところです。

また、平成 25 年度から平成 29 年度までにおいても、人件費の抑制削減を基本に定員数を 21 名と定め、行政経費の削減に努めてきました。

平成 27 年からは、地方創生の取り組みを進めるために、むらづくり推進課を新たに新設し、2 課体制から 3 課体制に組織編制を行い、計画目標数値を 2 名増加し、23 名としました。

しかし、人口の減少、地方交付税の減収、加えて村税収入の伸びが期待できない状況の下、行政経費の削減は重要であり、特に人件費の抑制・削減は、今後も避けてとおれない課題であります。

このため、今後においても最小の職員数で住民福祉の増進に向けて最大の行政効果を上げることを目指すために、新たに定員管理計画を策定し、進行管理を行うものです。

2 職員数及び定員管理への取り組み

(単位：人)

定員管理について、近年の取り組みは、平成 18 年の村集中改革プランから、目標値 21 名とし、現業職の廃止、課の編成など機構改革をしながら職員の定員管理に取り組んできました。

平成 25 年度から平成 29 年度までは、村独自に計画を立て、徹底した行政の減量化と効率化を継続してきました。

この計画期間中、平成 26 年度には、高知県から 1 名職員が派遣され、平成 29 年度からは、人事交流として県から村へ 1 名派遣され、村から県に 1 名派遣をしてきました。

平成 27 年度には、計画の見直しもあり、職員を増やすべく新規採用を実施してきましたが、退職される職員もあったことから平成 29 年度末は、20 人で、目標値の 23 名を達成することができています。

平成 30 年度以降は、村振興計画後期基本計画や地方創生の確実な実行するために、行政経費削減に注意を払いながら、一定職員数を確保することとします。

※参考 大川村職員定数条例【抜粋】

- (1) 村長の事務部局の職員 21 人
- (2) 議会事務局の職員 1 人
- (3) 選挙管理委員会の職員 書記 1 人(兼任)
- (4) 監査委員の事務局の職員 1 人(兼任)
- (5) 教育委員会の事務部局の職員 4 人

定数合計 26 名

	平成 29 年 4 月
職員総数	22
議会事務局	1
総務課	8
総務	2
税務	1
戸籍	1
民生	2
衛生	2
出納室	1
むらづくり推進課	3
事業課	4
農業	2
林業	1
土木	1
教委	4
事務	2
保育	2
県派遣職員	1

県からの派遣職員	1
----------	---

3 定員管理計画の内容

(1)計画期間

平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

(2)対象職員

計画の対象は、常時勤務する一般職の職員とします。

(3)計画目標

前計画の見直し時点同様に、総職員数 23 人を超えない範囲で維持するものとします。

※受入交流職員、派遣職員は、含めないものとする。

4 定員管理の方策

定員管理の方策としては、次のことに取り組み、目標達成を目指します。

(1) 組織について

3 課体制を維持していきます。

(2) 事務事業の見直し

事務事業の見直しを継続的に行い、業務の効率化を図るとともに、外部委託の可能性について検討します。

(3) 職員の適正な配置

新規行政需要や業務量の変化に柔軟に対応し、常に業務量に見合った適正な職員配置に努めます。また、人事異動については、定期異動に限らず、必要に応じて実施し、変化する業務量に対応します。

(4) 退職と補充者

定年退職予定者は、計画期間中は見込まれませんが、職員の年齢構成、組織の新陳代謝等を考慮し、計画的な採用を行っていきます。

また、平成 24 年度からは技能労務職員については、廃止しており今後も採用はしません。

(5) 職員能力の向上

効率よく職務を遂行できるように事務の改善と職員一人ひとりの能力の向上を目指します。

(6) 人事交流の促進

県と村の人事交流については、地方分権をより確かなものにするための人財育成を図ること、また相互理解と協調連携を促進し、地域の振興と発展につなげていくため、継続的に実施します。

5 今後の定員管理

職員の定員管理については、まずは本計画に基づいた定員管理を行いますが、簡素で効率的な行政運営の在り方について、今後も引き続き検討を行ってまいります。